



人口減少社会と

地方都市の活力再生

137

株式会社さくら都市総合研究所

清水 秀幸
主席 研究員



18 農業の実態と都市政策の将来

2つ目の「転用後農

地以外で所有者自らが活用する」場合とは、駐車場とか資材置場、時に太陽光施設であったり、自宅の新築であったりする場合である。これらの活用についても、具体的目的と具体的な記述がないと転用は認められないのが現状であり、自宅の建築に際しても、建築許可の見込みはもとより、建設資金の調達、返済計画の根拠などの厳しい許可条件が並べられている。

3つ目の「転用前提で売却したり貸借した

りする」は、基本的に第2種、第3種農地で市街化が今後見込まれる農地や市街化区域内で盛んに行われる転用で、農家にとってはスベツクの高いフレキシブルで多機能な土地ということになる。従って、本来論で述べるならば、自らの土地を自由気ままに使えるのは、この3つ目ということになる。

以上のように3つの大別のうち、上位2つについては極めて綱掛けが厳しく固有の資産でありながらも固有の資産でない今の農地が浮きぼりになるのである。

何度も繰り返すように、農家の高齢化や後継就農者の不足が論じられる中、いよいよ本年12月30日にはTTPの発効を迎える。農産物については、既にゼロ関税産品も含め51%の品目が即時撤廃され、最終的には81%の品目で関税が撤廃されるようになっている。米についてははかろうじてキロあたり341円の関税は維持されるものの、米国に対しては7万t、オーストラリアには8400tの輸入枠が新たに与えられる。牛肉は現行38・5%の関税が9%に、豚

肉は同じくキロ当たり482円の関税が50円までいづれ引き下げられる。これはほんの一例である。さらに今後追い打ちをかけるのは、これから始まる日米貿易通商交渉である。何故ならば、米国は「TTPは手ぬるい」として離脱した相手だからである。

これは私見であるが、私の考えるTTPに対する日本の方向性は、工業製品の輸出を死守することを旗印に農業をその盾としたものであると捉えている。これだけ外国の農産品の輸入条件を緩和、譲歩しながらも、一方では先に述べたように、農地を法や条例により縛り付け、固有の資産でありながらも農地以外の活用を許さない国の方針に理不尽さを禁じ得ないのである。(続く)

清水 秀幸氏(しみずひでゆき) 1952年長野市生まれ、76年明治大学政経学部政治学科卒。2013年6月株式会社守谷商会役員を退任し、同年7月株式会社さくら都市総合研究所を設立。長野市都市計画審議会専門委員ほか3委員、その他各地方自治体の審議員・部会員を兼任。現在、同研究所社長。